

令和5年第1回菊池広域連合議会臨時会会議録

日 時 令和5年7月21日(金)

午後3時36分

場 所 菊池広域連合議会議場

1. 議事日程(第1号)

- | | | |
|---------|----------|--|
| 日程第 1 | | 議席の指定について |
| 追加日程第 1 | | 議長の辞職について |
| 追加日程第 2 | 選挙第 1号 | 議長の選挙について |
| 追加日程第 3 | 選挙第 2号 | 副議長の選挙について |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | | 会期の決定について |
| 日程第 4 | 選任第 1号 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 選任第 2号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 議案第 3 1号 | 菊池広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 7 | 議案第 3 2号 | 菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 8 | 議案第 3 3号 | 物品購入契約の締結について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 9 | 議案第 3 4号 | 物品購入契約の締結について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 10 | 議案第 3 5号 | 令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算(第1号)について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 11 | 同意第 1号 | 菊池広域連合監査委員の選任について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 12 | 報告第 1号 | 令和4年度菊池広域連合一般会計予算継続費繰越計算書について
上程・説明・質疑 |
| 日程第 13 | 報告第 2号 | 専決処分(損害賠償に係る額の決定)の報告について |

上程・説明・質疑

2. 出席議員（24名）

1番	荒木崇之	2番	工藤圭一郎
3番	泉田栄一朗	4番	山瀬義也
5番	平直樹	6番	水上隆光
7番	永清和寛	8番	坂本武人
9番	吉永健司	10番	青山隆幸
11番	後藤修一	12番	大村裕一郎
13番	三宮美香	14番	豊瀬和久
15番	津田桂伸	16番	坂本典光
17番	鬼塚洋	18番	中岡敏博
19番	岩下和高	20番	馬場功世
21番	坂本秀則	22番	福島知雄
23番	澤田雄二	24番	桐原則雄

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者の職氏名（15名）

広域連合長	荒木義行	事務局長	飯開輝久雄
副広域連合長	江頭実	総務課長	坂本経臣
副広域連合長	金田英樹	福祉課長	清本建
副広域連合長	吉本孝寿	環境衛生課長	吉田伸二
		環境施設課長	森淑晃
		総務課総務係長	谷川友朗
		消防本部消防長	後藤泰章
		消防本部消防次長	狩野俊隆
		消防本部総務課長	藤川哲郎
		消防本部予防課長	河野眞一郎
		消防本部通信指令課長	三木正昭

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

書記長	飯開輝久雄	書記	松原秀一
書記	古田弘毅	書記	大久保正尚

開会 午後 3 時 3 6 分

-----○-----

- 議長（水上隆光） ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。
ただいまから、令和 5 年第 1 回菊池広域連合議会臨時会を開会します。
今回、合志市議会議員及び菊陽町議会議員の改選により、12 名の方が菊池広域連合議員に当選されました。
また、菊池環境保全組合との統合により、菊池市から 2 名、大津町から 2 名、新たに連合議員となられましたので、ご報告いたします。
早速、お手元に配付してあります議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

日程第 1 議席の指定について

- 議長（水上隆光） まず、日程第 1、議席の指定を行います。
議席の指定は、菊池広域連合議会会議規則第 4 条の規定によって指定します。
議席は、お手元に配付してあります議席表のとおりとしています。
ここで、議事の都合により、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 3 時 3 7 分

再開 午後 3 時 3 8 分

-----○-----

- 仮議長（坂本典光） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
代わって議長の職務を行います坂本です。ご協力をよろしくお願い致します。
それでは、水上隆光議員より議長辞職願が提出されております。
お諮りします。
この際、水上隆光議員の議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として協議することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 仮議長（坂本典光） 異議なしと認めます。
よって、議長の辞職についてを日程に追加することに決定しました。

-----○-----

追加日程第 1 議長の辞職について

- 仮議長（坂本典光） 追加日程第 1、議長の辞職についてを議題とします。
地方自治法第 117 条の規定により、水上隆光議員の退席を求めます。
(水上隆光議員 除斥)

○仮議長（坂本典光） まず、その辞職願を朗読させます。飯開事務局長。
○事務局長（飯開輝久雄） 辞職願。菊池広域連合議会副議長、坂本典光様。
今般、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
令和5年7月21日、水上隆光。

○仮議長（坂本典光） お諮りします。
水上隆光議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（坂本典光） 異議なしと認めます。
よって、水上隆光議員の辞職を許可することに決定しました。
水上隆光議員の除斥を解きます。
議席にお戻りください。

（水上隆光議員 着席）

○仮議長（坂本典光） 水上隆光議員の退任挨拶があります。

○議長（水上隆光） 1年間という短い期間ではございましたが、連合議会議長という大役をいただき、菊池環境保全組合との統合という転換期の時期の職責を果たせましたことは、ひとえに皆様方のご協力によるものでございます。今後は、連合議員として努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○仮議長（坂本典光） 水上隆光議員の退任挨拶は終わりました。
ただいま、議長が欠けました。
お諮りします。
この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（坂本典光） 異議なしと認めます。
よって、議長の選挙についてを日程に追加することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○仮議長（坂本典光） 追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

○22番（福島知雄議員） 議長。

○仮議長（坂本典光） 福島知雄議員。

○22番（福島知雄議員） 動議を提出いたします。指名者に後藤修一議員を推薦いたします。

[「賛成」の声あり]

○仮議長（坂本典光） ただいま、福島知雄議員から指名者に後藤修一議員を推薦するとの動議が提出されました。

この動議は、1名以上の賛成がありますので、成立しました。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○仮議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、後藤修一議員を指名者にすることに決定しました。

○11番（後藤修一議員） 議長。

○仮議長（坂本典光） 後藤修一議員。

○11番（後藤修一議員） 議長に桐原則雄議員を指名したいと思います。

○仮議長（坂本典光） ただいま、後藤修一議員が指名した桐原則雄議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○仮議長（坂本典光） 異議なしと認めます。

したがって、桐原則雄議員が議長に当選されました。

議長に当選された桐原則雄議員が議場におられます。

菊池広域連合議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長が桐原則雄議員に決定いたしましたので、新議長と交代します。

短い議長でございましたが、どうもありがとうございました。

また、本日まで副議長の職を務めさせていただきましたが、新しい議長も決まりましたので、副議長も新しい方に務めていただきたいと思います。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜り、副議長の辞職を許可いただきますようお願い申し上げます、降壇の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

-----○-----

休憩 午後3時45分

再開 午後3時46分

-----○-----

○新議長（桐原則雄） 皆さん、こんにちは。高い所から失礼申し上げます。

議長就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

令和5年第1回菊池広域連合議会臨時会におきまして、皆様のご賛同をいただき、議長に当選いたしました。本当にありがとうございます。

水上隆光議長並びに坂本典光副議長におかれましては、大変お疲れさまでございました。

菊池広域連合は、関係市町の住民の生活や生命に関わる業務を行う重要な機関であると考えております。

今現在伸びている2市2町の住民のために、公正・公平を基本として議長職を務めさせていただきたいと思います。

荒木連合長、江頭副連合長、吉本副連合長、金田副連合長、並びに議員各位の皆様の、そして執行部の皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

議長就任にあたりまして、一言ご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議事に入ります前に、先ほど副議長の坂本典光議員から副議長の職を辞すると申し出がありました。

地方自治法第108条の規定により、副議長の職を辞することに許可を与えることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

よって、坂本典光議員の副議長を辞職することを許可します。

お諮りします。

この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（桐原則雄） 次に、追加日程第3、選挙第2号、副議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に澤田雄二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました澤田雄二議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました澤田雄二議員が副議長に当選されました。

副議長に当選された澤田雄二議員が議場におられます。

菊池広域連合議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

澤田雄二副議長、ご挨拶をお願い申し上げます。

○副議長（澤田雄二） 皆様、こんにちは。このたび連合議会副議長として選任いただきました、合志市議会副議長の澤田でございます。

昨年度まで菊池環境保全組合の議長を仰せつかっておりましたが、本連合の議員になるということは初めてでございます。

このような中、連合議員の皆様のご推薦で副議長の栄職に就かせていただくことになり、この上もない栄光でございます。

その任務の重大さに気が引き締まる思いでございますが、桐原新議長のもと、皆様方からのご支援をいただきながら、副議長の職務を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申しあげまして、連合議会副議長の就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、菊池広域連合議会会議規則第116条の規定により、14番、豊瀬和久議員、19番、岩下和高議員を指名します。

-----○-----

日程第3 会期の決定について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日とすることに結論をみております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

-----○-----

日程第4 選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第4、選任第1号、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

各常任委員会委員の選任については、菊池広域連合議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しております各常任委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、各常任委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時51分

再開 午後3時52分

-----○-----

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菊池広域連合議会委員会条例第8条第2項の規定によって、各常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務厚生常任委員長、三宮美香議員、副委員長、工藤圭一郎議員、環境常任委員長、荒木崇之議員、副委員長、大村裕一郎議員、消防常任委員長、永清和寛議員、

副委員長、平直樹議員。

以上です。

-----○-----

日程第5 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第5、選任第2号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、菊池広域連合議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しております各常任委員会の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時53分

再開 午後3時54分

-----○-----

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菊池広域連合議会委員会条例第8条第2項の規定によって、議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

議会運営委員長、津田桂伸議員、副委員長、工藤圭一郎議員。

以上です。

-----○-----

日程第6 議案第31号 菊池広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第6、議案第31号、菊池広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 24名の皆様方の新体制の中でございますので、少しご挨拶を加えさせていただきたいと思います。

本日、令和5年第1回菊池広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中にご出席をいただきまして、誠

にありがとうございます。

さて、先の選挙でご当選をされました合志市及び菊陽町の議員をお迎えするとともに、本年度から環境常任委員を設置することに伴い、各市町から新たに2名ずつの議員さんを迎え、菊池広域連合議会が24名の体制でスタートされることに対しまして、身の引き締まる思いであります。また、桐原議長、澤田副議長を中心とした新しい議会での体制でございます。引き続きご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。改めて、日頃から連合の業務にご理解とご協力をいただいておりますことに対しましても、ここで感謝を申し上げます。

連合の職員につきましても、事務局は4月からの菊池環境保全組合との統合と、定期異動等によりまして、執務場所を2か所に分けて、消防は若い力を加え、新たな体制で新年度をスタートしております。

本日の議会臨時会に提出しております議案につきましては、条例の一部改正が2件、契約の締結が2件、補正予算が1件、選任同意が1件、継続費繰越の報告が1件、専決処分の報告が1件であります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第31号、菊池広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

今回の改正は、泉ヶ丘消防署が現在建設中の新たな消防署に移転するにあたり、新たに名称と位置を定めるため、菊池広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正するものです。

改正の内容としましては、泉ヶ丘消防署の名称を「桜消防署」とし、その位置を合志市豊岡2218番地1とするものです。

以上で、議案第31号、菊池広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第32号 菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第7、議案第32号、菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第32号、菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いします。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正及び健康増進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容としましては、電気自動車等を充電するための急速充電設備に関する規定について、また、喫煙所に関する規定について、一部改正を行うものでございます。

以上で、議案第32号、菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第33号 物品購入契約の締結について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第8、議案第33号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第33号、物品購入契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の17ページをお願いします。

物品購入契約の締結について議決をお願いいたします契約は、去る5月30日に指名競争入札に付しました高規格救急自動車1台購入の契約で、泉ヶ丘消防署に配備予定のものでございます。

契約の目的は、高規格救急自動車の購入で、納入場所は、菊池郡菊陽町大字原水7番地1、菊池広域連合消防本部、契約方法については、指名競争入札による契約です。

契約金額は、3,847万7,999円で、契約の相手先は、菊池郡大津町引水5番地1、熊本トヨタ自動車株式会社大津店、店長、河久保真勇氏でございます。

地方自治法第96条第1項第8号、並びに菊池広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を経る必要があります。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第34号 物品購入契約の締結について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第9、議案第34号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第34号、物品購入契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いします。

物品購入契約の締結について議決をお願いいたします契約は、去る6月7日に条件付一般競争入札に付しました泉ヶ丘消防署新庁舎什器等備品購入に係る契約でございます。

契約の目的は、新庁舎建設に伴う什器等必要備品の購入で、納入場所は、合志市豊岡字拾八町2218番1及び2218番2でございます。

契約方法については、条件付一般競争入札による契約です。

契約金額は、2,898万5,000円で、契約の相手先は、菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘1丁目3番1号、株式会社佐藤商店、代表取締役、佐藤譲治氏でございます。

地方自治法第96条第1項第8号、並びに菊池広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を経る必要があります。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありますか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第35号 令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第10、議案第35号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 議案第35号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

議案書の29ページ、「菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）」をお願いします。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ285万8,000円を追加し、補正後の予算総額を、それぞれ44億8,155万4,000円とするものです。

補正の主な内容としましては、歳入は、財政調整基金繰入金として285万8,000円の増額となっております。

歳出につきましては、総務費において、育児休業者の復職における人件費として252万1,000円、旧菊池環境保全組合所有の土地登記委託料として令和5年度の単価改正などに伴い17万2,000円、し尿処理費において、会計年度任用職員報酬の追加分として16万5,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第35号、令和5年度菊池広域連合一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 同意第1号 菊池広域連合監査委員の選任について

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第11、同意第1号、菊池広域連合監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、泉田栄一朗議員の退場を求めます。

（泉田栄一朗議員 退場）

○議 長（桐原則雄） 提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 同意第1号、菊池広域連合監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いします。

菊池広域連合監査委員につきましては、地方自治法及び菊池広域連合規約の規定により、2名の委員をもって組織し運営されております。

今回、広域連合議員から選任の監査委員であります青木照美監査委員におかれましては、本年4月30日付けで合志市議会議員と同時に連合議員並びに連合議会監査委員の職が任期満了となりましたので、その後任の監査委員を選任する必要があります。

つきましては、地方自治法第196条第1項及び菊池広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、後任の監査委員としまして菊池市の泉田栄一朗議員を選任し、議会の同意をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議 長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（桐原則雄） 全員起立です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

泉田栄一郎議員の入場を許可します。

（泉田栄一郎議員 着席）

-----○-----

日程第12 報告第1号 令和4年度菊池広域連合一般会計予算継続費繰越計算書について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第12、報告第1号、令和4年度菊池広域連合一般会計予算継続費繰越計算書についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 報告第1号、令和4年度菊池広域連合一般会計予算継続費繰越計算書について、ご説明いたします。

議案書43ページをお願いします。

令和4年第1回定例会における一般会計予算（第4号）で継続費として議決いただきました消防費の「泉ヶ丘消防署整備事業」について、44ページのとおり繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

以上、報告第1号、令和4年度菊池広域連合一般会計予算継続費繰越計算書についての説明といたします。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第13 報告第2号 専決処分（損害賠償に係る額の決定）の報告について

○議長（桐原則雄） 次に、日程第13、報告第2号、専決処分（損害賠償に係る額の決定）の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行） 報告第2号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和4年12月20日午前8時5分頃、菊陽町大字原水におきまして、救急出動

から帰署途中の救急自動車が町道上の車止めに右側下部を接触させ、車止めの一部を破損したものです。

専決処分日は、令和5年5月24日であります。

物損事故の相手方は、菊陽町久保田2800番地、菊陽町役場建設課で、損害の額は、14万4,000円で示談が成立しております。

以上で、報告第2号、専決処分の報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、本日の議事日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和5年第1回菊池広域連合議会臨時会を閉会します。

全員、起立をお願いします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後4時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池広域連合議会新議長 桐 原 則 雄

菊池広域連合議会前議長 水 上 隆 光

菊池広域連合議会仮議長 坂 本 典 光

署 名 議 員 豊 瀬 和 久

署 名 議 員 岩 下 和 高